

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要について

1 改正の内容

改正の内容については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）における「給付基礎額の引下げ」及び「介護給付の金額の引下げ」の2点である。

(1) 給付基礎額の引下げ（第5条第2項関係）

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、一般職の職員の給与に関する法律における公安職俸給表（一）の俸給月額が改定されたことに伴い、この額を算定の基礎としている給付基礎額の最高額について、次のように引き下げる。

なお、最低額については、算定の基礎となる俸給月額の改定が行われないことから、改正の必要はない。

【現 行】 14,200円 【改正後】 14,100円

(2) 介護給付の金額の引下げ（第7条の2第2項関係）

国家公務員災害補償法に基づき人事院により定められている介護補償の月額が引き下げられることに対応して、介護給付の金額について、次のように引き下げる。

ア 常時介護の場合	【現 行】	【改正後】
・ 実費補填の上限額	104,530円	104,290円
・ 親族介護の場合の定額	56,720円	56,600円
イ 随時介護の場合		
・ 実費補填の上限額	52,270円	52,150円
・ 親族介護の場合の定額	28,360円	28,300円

2 施行期日等（附則関係）

平成24年4月1日から施行する（同日以後に給付の事由が生じた給付及び同日前に給付の事由が生じた年金たる給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。）。